

魚津市立学校働き方改革推進プラン

～業務量管理・健康確保措置実施計画～

令和8年3月

魚津市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	…	2
2	目標	…	5
3	計画の期間	…	6
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	…	7
5	関連する取組、今後のフォローアップ	…	11

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 近年、学校が抱える課題がますます複雑化・多様化し、依然として教職員の長時間勤務が課題となっている。教職員の勤務状況を改善し、健康で専門性を最大限に発揮して児童生徒等へのよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。
- 国においては、学校における働き方改革を進めるため、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月）（以下「指針」という。）を定め、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、長時間勤務是正に向けた取組を実施していくこととした。
- 本市でも、「魚津市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」（令和2年4月）（以下「方針」という。）を定めて、教職員の意識改革や業務の見直しをはじめ、長時間勤務の是正に向けた様々な取組を実施してきたところである。時間外在校等時間については、減少傾向にあるものの、教職員の中には健康管理やメンタルヘルスについて多様な考えがあり、依然として業務が長時間に及ぶ教職員も少なくないなどの課題が見られる。
- 学校における働き方改革の目的は、「児童生徒へのよりよい教育の実現」にある。教職員の働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や人生を豊かにしていくことが重要である。また、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限に発揮できる勤務環境を整備し、教職員が「働きがい」と「働きやすさ」を実感してこそ、高い専門性を十分に発揮できるものとする。
- 学校における働き方改革は、教育委員会と校長等の管理職が責任をもって進め、業務の見直しや適正化、必要な環境整備を徹底し、心身の健康を損なうことがないように、教職員の勤務時間管理及び健康管理等を行う必要がある。また、多様な課題に対応するため、「地域総がかりで子供を育てる」という共通認識の下、地域や保護者、学校と連携・協働する体制づくりが重要である。学校においても、「チーム学校」の考えのもと、業務を適切に分担し協働していくことが大切である。
- そこで、本市では「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年6月）及び「指針」（令和7年9月改正）に基づき、「業務量管理・健康確保措置計画」（以下「計画」という。）を策定し、学校の働き方改革を一層推進する。今後は、すべての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら取り組み、検証と改善を重ねて「児童生徒へのよりよい教育の実現」に向けて実効性を高めていくこととする。

(2) 魚津市の現状

- 本市では、令和2年4月に「方針」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

「方針」の上限の目安時間

- ア 1か月の時間外在校等時間 45時間
イ 1年間の時間外在校等時間 360時間

- 個々の時間外在校等時間の状況については、校長が本市で導入している出退勤管理システムで把握し、時間外在校等時間に係るデータについて、毎月教育委員会への提出を求めている。教育委員会では各校の状況を集計整理し、毎月学校に送付している。

- 「方針」に基づき、在校等時間縮減に向けて、教育委員会が実施してきた主な取組は下記のとおりである。

- ・ハッピーウェンズデーの取組（毎週水曜日の下校を早める工夫）
- ・1学期始業式まで平日5日間の準備期間の確保
- ・夏季休業期間の学校閉庁
- ・給食費の公会計化
- ・中学校部活動の地域展開の推進
- ・教頭マネジメント支援員の配置
- ・各種支援員の配置・活用
- ・音声ガイダンス電話の設置
- ・市のプールを利用した水泳授業（学校プールの廃止）
- ・校務支援システムの導入
- ・ストレスチェックの実施
- ・若手教職員の意見聴取
- ・長時間勤務の教職員が在籍する校長との面談
- ・学校における働き方改革の周知に係る保護者向けプリントの配付

- 令和6年度の教諭等の時間外在校等時間は以下のとおりとなっている。

	1か月あたりの平均	月45時間未満達成率	月80時間以上の割合
小学校	43時間16分	53.5%	5.2%
中学校	44時間12分	56.4%	10.2%

- 上記の取組や各学校の工夫等により、本市における教諭等の時間外在校等時間は、小中学校とも年々縮減しているものの、1か月あたり45時間未満を達成している割合は5割超にとどまっている状況である。また、中学校では時間外勤務時間が80時間以上の教諭等は依然1割超存在しており、長時間勤務の是正が急務となっている。

- 小学校においては、特に低学年の担任の時間外勤務が多い傾向が見られ、配慮を要する児童および保護者への対応について、ケース会議や学年間の連絡、保護者への情報提供等のため、勤務時間外に授業準備や学級事務等を行っている現状がある。これを改善するため、就学前の保護者の相談機会等の充実が必要である。
- 中学校においては、部活動の地域展開未実施の顧問が長時間勤務となる傾向があることから、部活動の地域展開を一層推進する必要がある。
- 本市で導入している校務支援システムの有効的な活用方法のさらなる周知を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する工夫が必要である。
- 時間外在校等時間を縮減するには、教育委員会、学校だけでなく、保護者や地域の理解に基づく連携・協働が不可欠であり、取組や進捗状況の「見える化」を推進することが大切である。
- 教職員の健康確保のため、ストレスチェックを年2回実施しているが、本市の受検率は全国平均を下回っており、教職員自身の健康管理に係る意識改革と健康確保に向けた体制づくりが必要である。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月あたりの時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 か月あたりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2)メンタルヘルスに関する目標

- ・ 年 2 回のストレスチェックの受検率を 100%にする。【83.7%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を 7%まで減少させる。【11.2%】

※【 】は令和 7 年度の本市の結果

3. 計画の期間

- 本計画の期間は令和8年度～令和12年度とする。
- 令和8年～9年を前期、令和10年～12年を後期とし、それぞれ達成目標を次のように設定する。

	時間外在校等時間に関する目標	メンタルヘルスに関する目標
【前期】	<ul style="list-style-type: none">○ 1か月の時間外在校等時間 …平均35時間程度○ 1か月の時間外在校等時間 45時間未満達成率…80%超○ 1か月の時間外在校等時間 80時間以上の割合…3%未満	<ul style="list-style-type: none">○ ストレスチェック受検率 …100%○ 高ストレス者 …10%未満
【後期】	<ul style="list-style-type: none">○ 1か月の時間外在校等時間 …平均30時間程度○ 1か月の時間外在校等時間 45時間未満達成率…100%	<ul style="list-style-type: none">○ ストレスチェック受検率 …100%○ 高ストレス者 …7%未満

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた取組

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

イ 学校以外が担うべき業務について

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各校では、保護者・地域住民による通学路の見守り活動が行われており、今後も「魚津市小学校登下校見守り活動推進会議」において成果や課題を共有して取組を推進する。
- ・教育委員会から、教職員の勤務時間について保護者や地域の方に示して、児童生徒の登校する適正な時間について理解を求める。

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・魚津神社祭礼時を含め、放課後から夜間における校外の見回りについては、原則学校は行わないこととする。
- ・警察との連携強化を図り、児童生徒が補導された時の対応については、児童生徒の指導に関して緊急かつ特別な場合を除き、学校による対応は行わない。

学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・令和6年度から実施している給食費の公会計化の取組を(国の施策を注視しながら)継続する。(給食無償化となった場合はこの限りではない。)
- ・その他の学校徴収金についても、教材等の一括選定等も視野に入れながら、令和8年度から校長研修会や事務職員研修会等において見直しに向けた検討を進める。

地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・学校ボランティアや地域行事等への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員や学校運営協議会委員が中心となって行う仕組みづくりを段階的に進める。教育委員会は、先進地の取組を参考にしながら、市内外の地域学校協働活動推進員の情報交換や研修の機会を設定する。
- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等については、学校の役割を明らかにするとともに、教頭に負担が集中しないように学校の実態に応じて役割分担を行う。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校に対して、市の顧問弁護士の助言を得られる仕組みを周知するとともに、学校が説明してもなお長時間にわたる相談や苦情、理不尽な要求等については、教育委員会の相談窓口で対応する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務について

調査・統計等への回答

- ・教育委員会は、学校に対して回答を依頼する調査の量の縮減に努める。調査の必要がある場合は、校務支援システムや共有フォルダを活用して事務負担の軽減を図る。
- ・調査・統計の回答が必要なものについては、教頭等に負担が集中しないように事務職員も含めて役割分担する。

学校プールや体育館等の管理

- ・すべての学校で市の室内温水プールを利用した水泳授業を継続し、バスや講師手配等に係る日程調整は今後も教育委員会が行う。
- ・部活動の地域展開に伴う体育館やグラウンドの利用調整については、令和9年度からは教育委員会等が担うように体制を整備する。

部活動

- ・国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」に基づき、「魚津市地域クラブ活動推進計画」を策定して、部活動の地域展開を推進する。
- ・令和8年度中に、原則すべての運動部活動について休日の地域展開を達成する。吹奏楽部については、当面部活動指導員の配置による地域連携で対応し、改革実行期間の前期までには休日の地域展開の達成を目指す。
- ・平日の部活動の地域展開について、実現可能な環境（時間、場所、指導者等）が整ったところから進めていく。また、国の「指針」に基づき、部活動終了時刻の適正化を図る。
- ・部活動の在り方を検討する協議会を開催し、学校部活動の活動日や設置数等について検討する機会を設ける。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務について

授業準備 成績処理 校務処理

- ・授業準備（ワークシートの印刷、実習・実験の準備・後片付け等）や採点業務等を補助するスクールサポートスタッフの全校配置を継続する。
- ・校務支援システムの機能を活用し、授業準備や成績処理、文書作成に係る事務負担を軽減する。その際、すべての教職員が機能を活用できるように、教育委員会の担当等による研修を実施する。

学校行事の準備・運営

- ・学校行事の準備・後片付け、物品準備に係る連絡調整などについて、コミュニティ・スクールの仕組み等を生かしながら、人的支援が得られるようにする。

(2)その他の取組

以下の内容に取り組み、検証を重ねてアップデートに努める。

○学校閉庁日の設定

夏季休業中のお盆の時期にまとめて休暇が取れるように閉庁日の設定を継続する。
閉庁期間の緊急連絡先は教育委員会とすることを保護者に周知する。

○ハッピーウェンズデー

市内全小中学校が毎週水曜日の下校を早める取組を継続し、児童生徒や教職員の放課後のゆとりを創出する。また、各校独自の工夫についての情報交換をとおして、取組のアップデートを図る。

ハッピーウェンズデーの取組例

小学校の取組	A校 1 学期…清掃なし 下校 20 分早める 2. 3 学期…5 限までの授業 下校 50 分早める B校 第 2 水曜日…清掃なし 下校時間 1. 2 年 14:05 3～6 年 14:55 その他の水曜日…全学年 5 限までの授業 下校時間 14:30
中学校の取組	C校 部活動・清掃なし 45 分授業 放課後の会議なし 生徒下校完了 15:30

○1 学期の始業式までの期間

1 学期の始業式までに平日 5 日間を準備期間とし、学校運営に係る共通理解、年度当初の提出物や入学式の準備等に余裕をもって取り組めるようにする。

○各種支援員等の配置・活用

児童生徒の成長を支えるとともに、教職員の負担軽減のために、スタディメイトや学習支援員、スクールサポートスタッフ、校内すまいる支援員、日本語指導員、教頭マネジメント支援員等の各種支援員を学校のニーズに応じて配置する。

○音声ガイダンス電話の設置

全小中学校に音声ガイダンス電話を設置し、業務時間外の電話に対応しないようにする。その際、各校で決めた時間等を保護者に周知する。また、過剰な苦情や不当な要求等に対応するため、録音機能・スピーカ機能のある電話を令和 8 年度から順次導入していく。

○県教育委員会への申し入れ

学校への諸調査や県議会対応、文書提出の在り方について、県教育委員会に申し入れを行う機会をつくる。

○就学前の相談体制の充実

「5歳児健診」において、心理相談や療育相談等の専門相談を実施し、就学前に保護者が子育ての悩みや困りごと等について関係機関に相談できるようにする。また、「5歳児健診」の事前・事後のカンファレンス等を行い、関係機関との情報共有に努め、就学に向けた準備に円滑につながるよう調整する。

(3)学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

○授業時数の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。また、「調整授業時数制度」等について積極的に研究し、教職員や児童生徒に「余白」を生み出すよう努める。

○学校行事の統合・精選

ねらいが形骸化するなど、十分な効果が見込めない活動等の見直しやコミュニティ・スクールの仕組みを活用した地域人材の活用等を図る。

○校時運行の見直し

清掃や朝活動の見直しや、「指針」に基づき、部活動も含め放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、各校の実情に応じて校時運行を工夫する。

○コミュニティ・スクールの仕組みの活用

令和8年度から、校長が策定する学校運営の基本方針に働き方改革に関する内容を位置付け、学校運営協議会での承認を得ることとする。また、学校運営協議会での評価を改善に生かすよう、実効性のあるPDCAサイクルを確立し、働き方改革の取組を推進する仕組みをつくる。

○デジタル技術に係る研修

教育委員会の担当やICT推進委員等による研修により、成績処理や文書作成等校務支援システムの徹底的な活用を図り、校務の効率化を一層推進する。その際、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を実施し、市として比較的課題のある項目（クラウドサービスの利用、学校間のペーパーレス化等）について重点的に取り組む。

(4)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○相談窓口と専門医師の配置

令和8年度中に教育委員会内に教職員の心身の健康問題についての相談窓口を設置する。また、高ストレスや長時間勤務が継続している教職員の健康改善に資する専門医について、令和9年に配置する。

○ストレスチェックの実施

年2回ストレスチェックを行う。ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

○年次有給休暇の取得推進

各学校で目標を定めるなどして、年次有給休暇の取得促進に努める。また、長期休業期間中にまとまった日数を連続して取得できるようにする。

○早出遅出勤務

令和8年度中に、「早出遅出勤務制度」について、教育委員会と学校が検討を行う機会を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、校長は、出退勤管理システムによる教職員の在校等時間の状況を毎月教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会は、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、集計分析した結果を学校に送付する。また、目標の達成状況等について、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する情報提供や研修の機会を設けるなど、教育委員会の伴走支援を強化する。

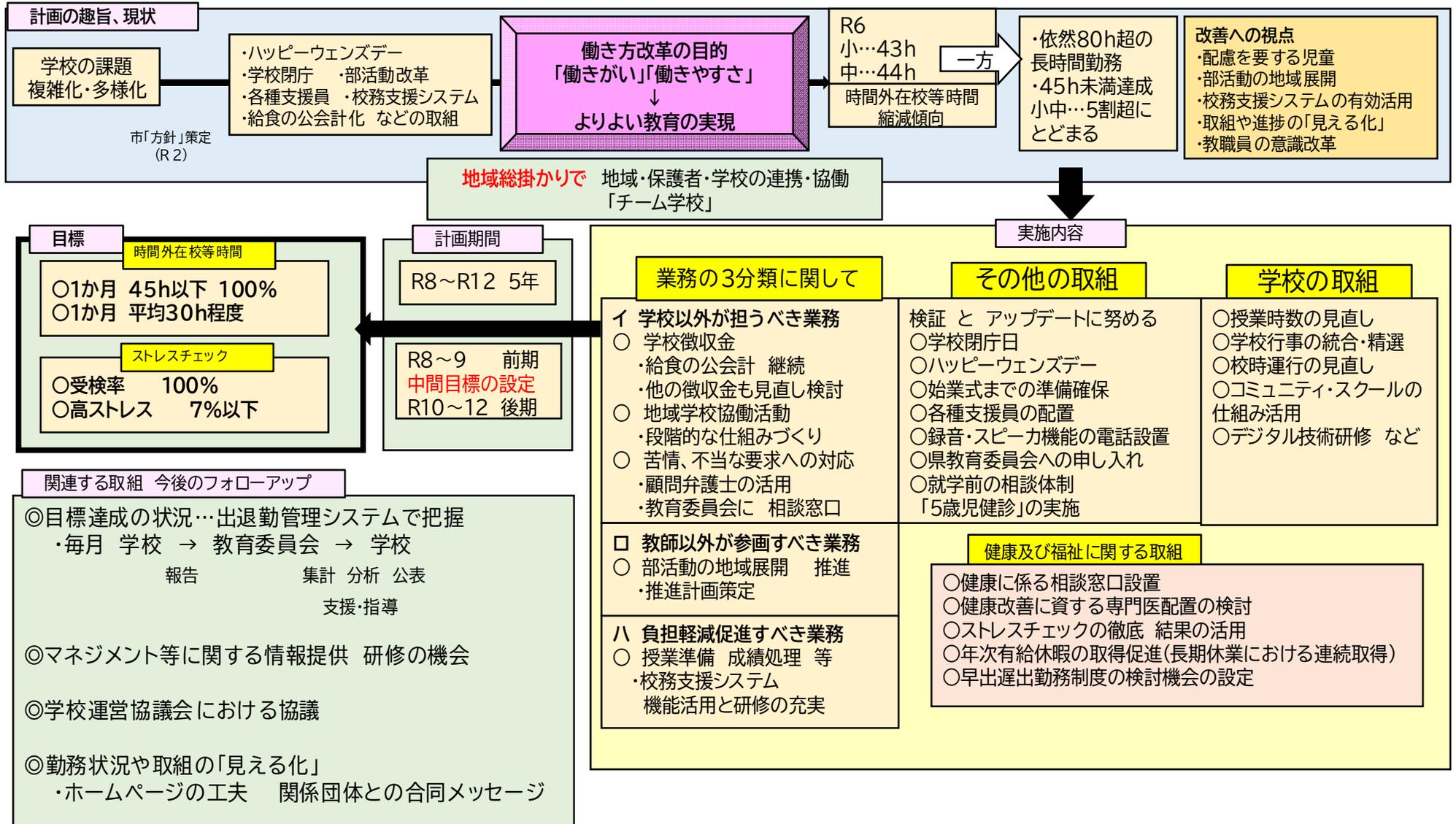
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を加速する。
- 教育委員会は、保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について「見える化」に努めるとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。また、学校においても、地域・保護者に対して、勤務状況や取組についての「見える化」に努め、協力を得られるように取り組む。
- ・ 教育委員会は、働き方改革の理解・啓発に向けて、市のホームページに具体的な取組内容を掲載するとともに、関係団体と合同でメッセージを発信するよう努める。

初年度(令和8年度)に取り組むこと

- 部活動の地域展開
 - ・ 休日の運動部活動の地域展開達成
 - ・ 認定地域クラブ制度の運用
 - ・ 部活動協議会の発足
- 学校徴収金のあり方検討
 - ・ 補助教材の一括購入等の検討（校長研修会 事務職員研修会等）
- 相談窓口の設置
 - ・ 過剰な苦情や不当な要求等に係る相談窓口
 - ・ 教職員の健康に係る相談窓口
- 専門医の配置準備
 - ・ 専門医の配置に向けた準備
- ストレスチェック受検 100%
- 校務支援システムの活用
 - ・ 校内研修の実施
- 学校運営方針の重点（働き方改革）
 - ・ 学校運営協議会での検討
- 地域、保護者への発信
 - ・ 教育委員会のホームページへの掲載（取組内容、時間外在校等時間の推移等）
- 5歳児健診に係る関係機関との連携構築
- 教職員の意識改革に向けた取組
- 録音機能・スピーカ機能のある電話の導入

【概要版】

魚津市立学校働き方改革推進プラン <業務量管理・健康確保措置実施計画>の概要 令和8年3月



学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画